

Client Alert

2015 年 12 月号 (Vol.24)

1. はじめに
2. 知的財産法：特許権の存続期間の延長登録出願に関する最高裁判決
3. 競争法／独禁法：景品表示法・不当表示に対する課徴金納付命令の基本的な要件に関するガイドライン案等の公表
4. エネルギー・インフラ：再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（第 4 回及び第 5 回）の議論状況
5. 労働法：「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」で実質検討開始
6. 会社法：全株懇が「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」を公表
7. 一般民事：施行に向けて着実に準備が進む消費者裁判手続特例法
8. M&A：株式の売買価格の決定に関する裁判例（譲渡制限株式の売買価格の評価手法）
9. ファイナンス・ディスクロージャー：日本郵政グループが上場
10. 税務：東京高裁 経営破たん後に譲渡された非上場銀行株式の譲渡損失計上を否定
11. 中国・アジア：ミャンマーにおける外資企業への Trading の一部解禁
12. 新興国（南アフリカ）：BEE 法の最新施行状況

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2015 年 12 月号（第 24 号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法：特許権の存続期間の延長登録出願に関する最高裁判決

最高裁は、2015 年 11 月 17 日に、医薬品の製造販売についての特許権の存続期間の延長登録出願（「延長登録出願」）に関する判断を示しました（平成 26（行ヒ）356 号 審決取消請求事件）。特許法 67 条の 3 の 1 号により、その特許発明の実施に、医薬品医療機器等法の規定による医薬品の製造販売の承認等（「出願理由処分」）を受けることが必要であったとは認められないときには、延長登録出願が拒絶されます。同判決は、延長登録出願の理由となった出願理由処分に先行して、同一の特許発明につき医薬品の製造販売の承認等（「先行処分」）がされている場合に、延長登録出願を拒絶するためには、「延長登録出願に係る特許発明の種類や対象に照らして、医薬品としての実質的同一性に直接関わることとなる審査事項について両処分を比較した結果、先行処分の対象とな

Client Alert

った医薬品の製造販売が、出願理由処分の対象となった医薬品の製造販売を包含すると認められる」ことが必要であるとの判断基準を示しました。そして、本事案においては、先行処分によっては許されなかった療法のための医薬品の製造販売が、以後の出願理由処分によって初めて可能となったと認定した上で、延長登録出願を認めるべきとした知財高裁大合議判決の結論を支持しました。

これを受けて、特許庁は、延長登録出願に関する判断基準の見直しを迫られることになり、2015年11月18日に、「特許・実用新案審査基準 第IX部 特許権の存続期間の延長」の改訂審査基準を2016年春頃を目処に公表する予定であるとししました。また、先行医薬品類又は先行農薬についての処分が存在する延長登録出願の審査の着手は、原則として、改訂審査基準の公表まで止めるとの方針を公表しました。

弁護士 岡田 淳
☎ 03-5220-1821
✉ atsushi.okada@mhmi-japan.com
弁護士 田中 浩之
☎ 03-6266-8597
✉ hiroyuki.tanaka@mhmi-japan.com

3. 競争法／独禁法：景品表示法・不当表示に対する課徴金納付命令の基本的な要件に関するガイドライン案等の公表

2015年11月25日、消費者庁は、景品表示法施行規則案と、不当表示に対する課徴金納付命令の基本的な要件に関するガイドライン案を公表しました。これらは2015年12月24日を期限としてパブリックコメントに付されています。

今回の施行規則案及びガイドライン案は、2014年11月に成立し公布された、不当表示に対する課徴金を導入する景品表示法の改正（未施行）に対応するものです。同改正法の下では、不当表示を行った事業者には、不当表示に係る商品役務の売上高の3%（最大3年分）の課徴金が課されることになります。但し、同改正法は、①対象行為期間中、不当表示であると知らず、かつ知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められれば課徴金は課されないこと、②不実証広告規制（消費者庁長官の求めに応じて所定の期間内に合理的な根拠資料を提出しない場合に、優良誤認表示とみなすもの）について、課徴金との関係では不当表示と推定されるにとどまること、③不当表示をした事業者が調査を受ける前に消費者庁長官に自主申告した場合に課徴金が減額されること、④所定の手続に従って被害回復のための返金措置を行った場合に課徴金が減額されること等も定めています。

施行規則案とガイドライン案は、上記①～④の具体的内容を明らかにするものです。例えば、上記①については、表示をする際に当該表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたか否かにより、個別事案ごとに判断されるところ、事業者が、2014年11月に制定された「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」に添うような具体的な措置を必要かつ適切な

Client Alert

範囲で講じていた場合には、「相当の注意を怠った者でない」と認められると考えられることが明らかにされています。他方、不当表示に該当することを知った後に速やかに取り止めなかったときには、「相当の注意を怠った者でない」とは認められないことも明らかにされています。

上記改正法は、2014年11月の公布より1年6ヶ月以内に施行されることとなっており、事業者にとって不当表示による課徴金のリスクの回避・軽減の対応は目前の課題となってきました。上記施行規則及びガイドラインの制定の帰趨に注目する必要があるとともに、事業者の内部での不当表示を防止するための管理体制の構築・整備の見直しの必要性が高まっています。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmi-japan.com
弁護士 川原 健司
☎ 03-6266-8591
✉ kenji.kawahara@mhmi-japan.com

4. エネルギー・インフラ：再生可能エネルギー導入促進関連制度改革 小委員会（第4回及び第5回）の議論状況

2015年11月11日、経済産業省において、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（「小委員会」）の第4回が、同月26日には第5回が開催されました。

小委員会第4回においては、地熱や風力等の開発期間の長い電源について、設備認定取得前の接続申込を可能とするよう、運用を明確化する方向性が示されました。また、今後の検討課題として、①広域的な電気の融通を行う前に太陽光・風力発電の出力抑制を行っていた優先給電ルールの見直しや、送配電事業者が買取義務主体となった場合の優先給電ルールの在り方の検討、②出力抑制につき、公平性を確保するためのルール（輪番制や経済的調整を行う方法等）の策定、が挙げられました。

小委員会第5回においては、更なる検討事項として、①新認定制度の下では、認定時の事業計画の妥当性や認定後の確実な事業実施等の確認を行うこととするものの是非、②発電事業が開始されている案件又は新認定制度の認定要件を満たす案件については、既に適用を受けた買取価格・期間を維持することの是非、③太陽光買取価格について入札方式を採用するかどうか、④買取義務を送配電事業者に課した場合における送配電事業者が買い取った電気の取扱いとして、市場経由の引渡しを基本としつつ、発電事業者と小売電気事業者との間で個別に契約が締結される場合には当該小売事業者へ引渡すことも認めるかどうか、といった事項が検討されています。いずれも今後の議論の動向を注視する必要があります。

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmi-japan.com
弁護士 市村 拓斗
☎ 03-6226-8772
✉ takuto.ichimura@mhmi-japan.com
弁護士 久保 圭吾
☎ 03-6266-8975
✉ keigo.kubo@mhmi-japan.com

Client Alert

5. 労働法：「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」で実質検討開始

2015 年 11 月 26 日、厚生労働省において「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」第二回会合が開催されました。同検討会は、「『日本再興戦略』改訂 2015」及び「規制改革実施計画」に基づき、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システム等の構築に向けた議論を行うことを目的として 2015 年 10 月 29 日を第 1 回として開催され、今後もほぼ月 1 回のペースで予定されています。検討会メンバーには、学識経験者の他、労働組合側の実務経験者、企業側の実務経験者、弁護士等が選任されました。本検討会においては、①既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策及び②解雇無効時における金銭救済制度の在り方（雇用終了の原因、補償金の性質・水準等）とその必要性についての検討を行うこととされています。解雇の際の金銭解決制度については、特に解雇規制が厳しいとされている日本の労働法制度下において、企業側からの根強い待望論があり、本検討会においてこうした議論がどのように進んでいくのが注目されます。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmjapan.com

6. 会社法：全株懇が「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」を公表

一般に、グローバルな機関投資家等は、信託銀行等を通じて株式を保有し、自らは名義株主とはなっていません。しかし、我が国の多くの上場会社においては、定款上、議決権を代理行使することができる者の資格を他の株主に限定しているため、名義株主ではない機関投資家等の株主総会への出席の可否及びその方法については議論がありました。

この点につき、2015 年 6 月 1 日に施行されたコーポレートガバナンス・コード補充原則 1-2⑤において、「信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである」との示唆がなされたことを受け、全国株主懇連合会は、2015 年 11 月 13 日付で「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」を公表しました（https://user.kabukon.net/pic/42_1.pdf）。

同ガイドラインにおいては、名義株主ではないグローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関して必要となる手続等が整理されており、具体的には、①機関投資家等が株主総会の議決権行使の基準日前に 1 単元以上の株式の所有者（名義株主）となり、名

Client Alert

義株主（信託銀行等）の代理人として出席する方法、②会社側の合理的裁量に服したうえで、株主総会の当日に株主総会を傍聴する方法、③機関投資家等による議決権の代理行使を認めるべき特段の事情を証明したうえで、名義株主の代理人として出席する方法、④会社が定款の定めを変更し、機関投資家等が名義株主の代理人として出席することを認める方法等が挙げられています。

上場会社としては、コーポレートガバナンス・コードの趣旨も踏まえ、これらのうち、いずれかの方法を採用するか、また、その際、いかなる手続を要するか等の点について、検討を進める必要があると考えられます。

弁護士 石井 裕介
 ☎ 03-5223-7737
 ✉ yusuke.ishii@mhmljapan.com
 弁護士 河島 勇太
 ☎ 03-6266-8734
 ✉ yuta.kawashima@mhmljapan.com

7. 一般民事：施行に向けて着実に準備が進む消費者裁判手続特例法

ご案内のとおり、2013年12月11日、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するための裁判手続の創設を目的とする「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（消費者裁判手続特例法）が公布されましたが、その後、同法の施行に向けた準備が着実に進んでいます。

2015年6月3日、最高裁が、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則」を制定しました。この規則は、法律で定められなかった細目的な事項を定めるものです。

2015年11月6日、消費者裁判手続特例法の施行令と同法の施行日を定める政令も閣議決定され、同法の施行日は2016年10月1日に決まりました。

2015年11月11日には、消費者庁から、消費者裁判手続特例法の施行規則及び「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」が公表されました。特定適格消費者団体とは、内閣総理大臣の認定を受けて、消費者に代わって事業者に対して同法に従って損害賠償請求等の訴訟を提起できる団体です。同ガイドラインでは、その認定要件として、既存の適格消費者団体のうち、違法・不法行為の差止請求を2年以上継続したことがある、財政基盤が十分である等の要件が定められました。消費者庁が、特定適格消費者団体を監督し、必要に応じて改善命令や認定取消を行うこと等も定められています。

この他、消費者庁では、（特定）適格消費者団体への支援の在り方についての検討も進めており、2016年夏頃を目処に考えを取りまとめる予定です。

消費者裁判手続特例法の施行まで、いよいよ残り1年を切りました。事業者としても、同法の施行に備え、同法による提訴を受けないようにするための予防策を講じると共に、提訴を受けた場合の対策についてもあらかじめ検討しておくことが望ましいといえます。

Client Alert

弁護士 早川 学
☎ 03-5223-7748
✉ gaku.hayakawa@mhmjapan.com
弁護士 石田 渉
☎ 03-6266-8926
✉ wataru.ishida@mhmjapan.com

8. M&A：株式の売買価格の決定に関する裁判例（譲渡制限株式の売買価格の評価手法）

2015年7月16日、大阪地裁は、譲渡制限株式を発行する事業会社及び資産管理会社の株式について、譲渡承認請求者と指定買取人との間の協議で売買価格が定まらず、譲渡承認請求に係る株式の売買価格の決定の申立て（会社法144条2項、7項）が行われた事案において、事業会社の株式につき配当還元法、資産管理会社の株式につき純資産法によって算定するのが相当である旨の決定をしました。

大阪地裁は、譲渡制限株式には取引相場がないため、会社の事業活動及び財務状況に関する一切の事情を考慮して、客観的に妥当な価格を定める必要があるとした上で、事業会社の株式については、今後も当該事業会社が事業活動を継続していくことが予想されていることや、本件の売買が非支配株主間のものであって指定買取人が将来的にも経営支配権を獲得することが現実的には極めて困難な状況であること等を総合して、将来において予測される配当額を現在の価値に引き直して株式価値を算定する配当還元法が合理的な評価方法であるとししました。また、当該事業会社の株式が総資産の大部分を占める資産管理会社の株式については、当該資産管理会社の株主は実質的には当該事業会社の株式を間接的に保有しているといえ、当該事業会社の株式の時価を基準とした時価純資産法が合理的な評価方法であるとししました。

非上場会社の株式の価格の算定において、様々な評価手法のうちいずれの評価手法を用いるかについては、価格決定の申立てを受けた裁判所の合理的な裁量に委ねられていると解されていますが、公表事例の乏しい譲渡制限株式の売買価格決定において合理的な評価手法を具体的に示した事例として参考になると考えられます。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 徳田 安崇
☎ 03-6266-8934
✉ yasutaka.tokuda@mhmjapan.com

9. ファイナンス・ディスクロージャー：日本郵政グループが上場

2015年11月4日、日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命が、東証一部に揃って上場し、当事務所は発行会社3社及び日本国政府の代理人として本件に関与いたしました。親会社（日本郵政）と子会社（ゆうちょ銀行及びかんぽ生命）が同時に上場するスキーマ

Client Alert

ムは過去に例がなく、また、上場時の時価総額は3社合計で約17兆円となり、1987年のNTT上場時の時価総額（約18兆円）に次ぐ規模となりました（いずれも売出価格に基づく時価総額）。

本上場は、郵政民営化法に基づくプロセスの一つとして行われたものであり、本上場に伴い、3社の株式は、日本政府又は日本郵政により、いずれも約11%売り出されました（「本売出し」）。本売出しにより日本郵政が得た手取金約7,310億円は、2015年12月3日に実施された日本郵政による自社株式取得に係る資金に充てられ、日本政府は、かかる自己株式取得の対価として得た金額と、本売出しにより日本政府が得た手取金約6,808億円とを合わせ、東日本大震災の復興財源に充てることとされています。

郵政民営化法上、3社の株式は、いずれもできる限り早期に売却することとされています（なお、日本郵政は、2014年12月26日付で、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式を、まずは、保有割合が50%程度となるまで段階的に売却していく方針を公表しています。）。

本件は案件の規模や革新的なストラクチャーのみならず、その公益性からも大きな社会的関心を集めました。今後も日本郵政グループが資本市場に及ぼす影響が注目されます。

弁護士 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com

弁護士 尾崎 健悟

☎ 03-6266-8929

✉ kengo.ozaki@mhmjapan.com

10. 税務：東京高裁 経営破たん後に譲渡された非上場銀行株式の譲渡損失計上を否定

東京高裁は、2015年10月14日、経営が破綻した銀行（「本件銀行」）の取締役兼代表執行役（控訴人、一審原告）が本件銀行の株式（「本件株式」）を1株当たり1円で譲渡し（「本件株式譲渡」）、これにより株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上損失が生じたとして申告を行ったところ、本件株式譲渡の時点において本件株式は経済的価値を喪失していたため、本件株式は譲渡所得の基因となる「資産」には該当しないとして損失を否認した課税処分を適法であると認め、控訴人敗訴の判決を言い渡しました。

本判決は、同じく控訴人（一審原告）敗訴とした一審判決（東京地裁平成27年3月12日判決）の判決理由をほぼ引用していますが、①本件株式については利益配当請求権、残余財産分配請求権等の自益権を現実に行使しうる余地がなく、また本件銀行は解散して清算されることが予定されていたため後に行使しうるようになる蓋然性もなかったこと、また②本件銀行には預金保険法74条1項に規程する金融整理管財人が選任されたことにより、本件銀行の株主は経営等の意思決定に参画することができず一般的に株主総会における議決権等の共益権を現実的に行使しうる蓋然性もなかったことから、本件株式は所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基因となる「資産」には該当

Client Alert

しないと判断しました。

個人の保有する上場株式が価値を失った場合には、一定の要件の下で譲渡損失が生じるとされていますが、個人の保有する非上場株式が価値を失った場合には、本件のように譲渡したとしても譲渡損失が否認される可能性があるため、留意が必要です。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

弁護士 小山 浩
☎ 03-6266-8589
✉ hiroshi.oyama@mhmjapan.com

弁護士 坂尾 陽
☎ 03-6266-8951
✉ akira.sakao@mhmjapan.com

11. 中国・アジア：ミャンマーにおける外資企業への Trading の一部解禁

ミャンマー商業省 (Ministry of Commerce) は、2015 年 11 月 11 日付の Notification 96 (「本 Notification」) を発表し、一部製品についてミャンマー企業との合併を条件に外資企業による輸入販売 (Trading) を解禁しました。対象製品は肥料、種子、農薬及び医療機器の 4 品目です。商業省に確認したところ、具体的な合併比率は決まっておらず、また、さらに詳細な条件を規定した規則を今後公表する用意があるとのことでした。

これまでミャンマーでは、外資企業 (外資が 1 株でも保有する会社) に対しては輸入販売を事業目的とする会社の設立が実務上認められてきませんでした。例外として、ティラワ経済特区においては、一定の条件の下にこれらの事業が認められています。今回解禁された 4 品目については、ティラワ経済特区への進出にも企業の関心が高く、複数の案件が申請又は検討の段階にあります。今後はティラワ経済特区への進出と本 Notification に基づく進出の双方を比較検討することになると思われます。

ミャンマーにおける輸入販売事業への進出方法の比較

進出方法	特徴・留意点
ティラワ経済特区への進出	・ 税制上の優遇措置あり ・ 外資 100%での進出が可能 ・ 品目に制限は無い ・ 進出に際しては一定の付加価値付与活動を経済特区 (SEZ) で行うこと等の条件を満たす必要がある ・ SEZ 管理委員会の審査が厳格化する傾向にある ・ ティラワ経済特区以外の営業拠点設置も可能だが、ティラワに進出する必要がある
本 Notification による進出	・ 税制上の優遇措置は無い

Client Alert

- ・ 合併事業が強制される
- ・ 4 品目に限定
- ・ 一定の活動をミャンマーで行うといった制限は特に付されていない
- ・ 投資審査は比較的簡易なものとなる可能性もある
- ・ 複数の営業拠点設置も認められる

なお、本 Notification には対象品目は適宜見直していくとの記載もあり、今後さらに対象品目が拡大する可能性があります。外資企業への輸入販売の解禁は長く待ち望まれていた規制緩和であり、一部とはいえ解禁されたことには大きな意味があります。発表のタイミングが政権交代期であったことと併せて今後の動きが大いに注目されます。

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752(シンガポール)

+95-1-255135(ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhmi-japan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762(シンガポール)

+95-1-255137(ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhmi-japan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136(ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhmi-japan.com

12. 新興国（南アフリカ）：BEE 法の最新施行状況

南アフリカに投資するに際しては、政府が推進する BEE 政策、特に BEE 法（Broad-Based Black Economic Empowerment Act, 2003）及び貿易産業省が公示する Codes of Good Practice の適用について留意する必要があります。BEE 政策とは、アパルトヘイト政策により差別を受けてきた黒人等の経済力向上を図り、経済格差を解消することを目的とした南アフリカ政府の一連の政策を指します。具体的には、BEE 法では、公的機関は民間企業への許認可の付与、政府調達への入札等を行うにあたって、Codes of Good Practice に従って民間企業の BEE 貢献度を算定・考慮すべきものとされています。この規制の結果、BEE 貢献度の低い民間企業は一定の事業に関する許認可を受けられない、入札資格が認められない等の不利益を被る可能性があります。

近時、BEE 法及び Codes of Good Practice は、いずれも、BEE 政策の強化を目的として改正されましたが、旧制度から新制度への移行準備のために、一部の規定に関しては施行が延期される等の措置が講じられていました。今般、この措置についての重要な進展がありましたのでご紹介します。

(1) Trumping Provision の施行

BEE 法は、2014 年 2 月に改正法が施行されました。新 BEE 法では、新 BEE 法とそ

Client Alert

他の法令に矛盾がある場合には新 BEE 法の規定が優先し適用される旨定めた、「Trumping Provision」と呼ばれる規定がありますが、この規定はそのインパクトの大きさから一定期間適用を延期する旨の経過措置が定められておりました。この点に関し、2015 年 10 月 24 日をもって、上記の Trumping Provision が施行されることが公的に公表されました。これにより、新法の効力発生日以前に制定された他の法令において BEE 規制が規定されていても、かかる規制が新 BEE 法の内容と矛盾する場合には、新 BEE 法の内容が優先されることとなります。

(2) Sector Code の取扱い

Codes of Good Practice は、2015 年 5 月に改訂版が施行されました。従来、一定の業務分野（農業、金融サービス、情報通信技術、不動産、運輸、林業、建設業、観光業等）においては、Codes of Good Practice の適用が除外され、各業界の独自のルール（Sector Code）が適用されていましたが、新コードでは、2015 年 10 月 30 日までの期間を移行期間として、上記業務分野における Sector Code について、新コードに即した内容への修正対応が進められてきました。当該移行期間が経過したことを受けて、貿易産業省は、2015 年 11 月 2 日付で、上記各業務分野における審議会は、同月 15 日までに新コードに即した内容に修正した Sector Code を貿易産業省に対し提出し承認を得る必要があること、同期限までにかかる承認を得ない場合、当該業務分野における既存の Sector Code は無効となり、以降、当該業務分野に属する団体は新コードを遵守しなければならないことを公表しています。

弁護士 秋本 誠司

☎ 03-5220-1818

✉ seiji.akimoto@mhmjapan.com

弁護士 佐藤 貴哉

☎ 03-6266-8543

✉ takaya.sato@mhmjapan.com

弁護士 小川 正太

☎ 03-6266-8908

✉ shota.ogawa@mhmjapan.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『電力・ガス自由化のビジネスチャンスと必ず抑えておくべき法的観点』
開催日時 2015 年 12 月 8 日（火）14:00～16:30
講師 市村 拓斗
主催 株式会社 新社会システム総合研究所
- セミナー 『コンセッション方式を利用した PFI 事業のリスク分担に関する契約上のポイント』
開催日時 2015 年 12 月 8 日（火）13:30～16:30
講師 末廣 裕亮

Client Alert

- | | |
|----|-------------|
| 主催 | 金融ファクシミリ新聞社 |
|----|-------------|
-
- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ➤ セミナー | 『グループ内部統制における監査役の役割－海外子会社監査も含めて－』 |
| 開催日時 | 2015 年 12 月 9 日（水）14:30～16:00 |
| 講師 | 石井 裕介 |
| 主催 | 公益社団法人 日本監査役協会 |
-
- | | |
|--------|---|
| ➤ セミナー | 『アジア労働法カレッジ【マレーシア／フィリピン編】～アジア新興
国事業展開の基礎となる現地労働法と労働問題を学ぶ～』 |
| 開催日時 | 2015 年 12 月 9 日（水）14:00～17:00 |
| 講師 | 梅津 英明、佐藤 貴哉、園田 観希央 |
| 主催 | 一般社団法人 経団連事業サービス |
-
- | | |
|--------|-------------------------------|
| ➤ セミナー | 『電力システム改革「電力小売全面自由化」の全体像について』 |
| 開催日時 | 2015 年 12 月 9 日（水）14:30～16:45 |
| 講師 | 市村 拓斗 |
| 主催 | 浜松市スマートシティ推進協議会事務局 |
-
- | | |
|--------|--|
| ➤ セミナー | 『追加開催！ 監査等委員会設置会社への移行を巡る検討ポイントと
実務～移行するか否かの検討から、移行の手続まで～』 |
| 開催日時 | 2015 年 12 月 11 日（金）14:00～17:00 |
| 講師 | 太子堂 厚子 |
| 主催 | 株式会社プロネクサス |
-
- | | |
|--------|--------------------------------|
| ➤ セミナー | 『M&A 実務の最新動向』 |
| 開催日時 | 2015 年 12 月 15 日（火）13:30～16:30 |
| 講師 | 大石 篤史 |
| 主催 | 株式会社金融財務研究会 |
-
- | | |
|--------|--------------------------------|
| ➤ セミナー | 『第 2 回電力小売全面自由化・基礎セミナー』 |
| 開催日時 | 2015 年 12 月 15 日（火）13:30～17:00 |
| 講師 | 市村 拓斗 |
| 主催 | 日本電気協会新聞部 |
-
- | | |
|--------|--|
| ➤ セミナー | 『電力小売ビジネスに関するポイントと電力小売に関する各種契約上
の留意点』 |
| 開催日時 | 2015 年 12 月 17 日（木）9:00～12:00 |

Client Alert

講師 市村 拓斗
主催 金融ファクシミリ新聞社

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『消費者取引の法務』(2015年11月6日刊)
出版社 株式会社商事法務
著者 松井 秀樹、横山 経通、三好 豊、飯田 耕一郎、荒井 正児、上村 哲史、池田 毅、松田 知丈(共著)
- 本 『社外取締役ガイドラインの解説[第2版]』(2015年10月15日刊)
出版社 株式会社商事法務
著者 山岸 良太、河島 勇太(共著)
- 本 『税務・法務を統合したM&A戦略<第2版>』(2015年10月26日刊)
出版社 中央経済社
著者 大石 篤史、小島 義博、酒井 真、小山 浩、藤田 知也、坂尾 陽、高橋 悠、立川 聡、飯島 隆博、田村 哲也、山川 佳子、山田 彰宏(共著)
- 本 『コーポレートガバナンスの新しいスタンダード』(2015年10月15日刊)
出版社 日本経済新聞出版社
著者 石井 裕介、石綿 学、内田 修平、奥山 健志、梶元 孝太郎、河島 勇太、澤口実、太子堂 厚子、高田 洋輔、三浦 亮太、森田 恒平、渡辺 邦広(共著)
- 本 『第2版 企業再編 法律・会計・税務と評価』(2015年11月刊)
出版社 清文社
著者 菊地 伸(編著)、峯岸 健太郎、酒井 真、熊谷 真和、高宮 雄介、佐川 雄規(共著)
- 本 『製品事故・不祥事対応の企業法務―実例からみた安全確保・安心提供の具体策―』(2015年11月25日刊)
出版社 株式会社民事法研究会
著者 山崎 良太、川端 健太、飯野 悠介、中田 光彦(共著)
- 論文 「アジア諸国の会社法現代化の動き(1)」「東南アジア主要国の会社法

Client Alert

- | | |
|--|------------------------------|
| | 現代化の現状」 |
| 掲載誌 | 旬刊商事法務 No.2081 |
| 著者 | 小松 岳志 |
| ➤ 論文 「アジア諸国の会社法現代化の動き(2)「シンガポールにおける会社法現代化の現状」 | |
| 掲載誌 | 旬刊商事法務 No.2082 |
| 著者 | 小松 岳志、上野 満貴、チョン・チア・チー（共著） |
| ➤ 論文 「アジア諸国の会社法現代化の動き(3)「ベトナムにおける会社法現代化の現状」 | |
| 掲載誌 | 旬刊商事法務 No.2083 |
| 著者 | 石本 茂彦、小松 岳志、埴 晋、ハ・ティ・ヅウン（共著） |
| ➤ 論文 「フィリピン競争法の成立及びその概要」 | |
| 掲載誌 | 国際商事法務 Vol.43 No.11 |
| 著者 | 園田 観希央、川原 健司（共著） |
| ➤ 論文 「コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の記載事例の分析＜下＞」 | |
| 掲載誌 | 資料版/商事法務 No.379 |
| 著者 | 内田 修平、高田 洋輔、白井 俊太郎、中尾 匡利（共著） |
| ➤ 論文 「＜トピックス＞内部統制システムの運用状況の開示-平成 27 年 8 月総会及び 9 月総会の会社の状況」 | |
| 掲載誌 | 資料版/商事法務 No. 379 |
| 著者 | 石井 裕介、河島 勇太、藤田 鈴奈（共著） |
| ➤ 論文 「M&A 契約における年金制度の移行に関する条項ドラフト上の留意点-株式譲渡および会社分割に伴う基金型確定給付企業年金の承継を題材に」 | |
| 掲載誌 | NBL 1061 号 |
| 著者 | 荒井 太一、羽深 宏樹（共著） |
| ➤ 論文 「知財判例速報 公序良俗を害するおそれがある商標（商標法 4 条 1 項 7 号）——知財高判平成 27・8・3」 | |
| 掲載誌 | ジュリスト 1487 号 |
| 著者 | 田中 浩之 |

Client Alert

- 論文 「M&A 契約研究会 表明・保証」
掲載誌 論究ジュリスト 2015 年秋号 (No.15)
著者 大石 篤史、関口 健一 (共著)
- 論文 「消費者との紛争発生後の交渉」
掲載誌 Business Law Journal 2016 年 1 月号
著者 関戸 麦
- 論文 「下請法と優越的地位の濫用規制との共通点と差異」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.16 No.1
著者 池田 毅
- 論文 「消費者契約法不当条項規制見直しの注目ポイント」
掲載誌 会社法務 A2Z 103 号
著者 松田 知丈
- 論文 「＜相談室＞〔会社法務〕消費者契約法改正「中間取りまとめ」の主な
論点」
掲載誌 企業会計 Vol.67 No.12
著者 松田 知丈
- 論文 「FinTech 進展に向けた金融規制の整理」
掲載誌 月刊金融ジャーナル No. 712
著者 堀 天子、石川 貴教 (共著)
- 論文 「包括的な「知る前契約・計画」の追加等、取引の円滑化のための
インサイダー取引規制の改正」
掲載誌 金融 No.823
著者 峯岸 健太郎、石川 貴教 (共著)
- 論文 「第 189 回通常国会で成立した主な法律と実務への影響」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1428
著者 小林 雄介
- 論文 「特集：アジアの労働新時代—ASEAN 経済共同体 (AEC) 発足と日
系企業の環境変化 「インドネシア 最近の労働法制及び労働事情」」
掲載誌 ビジネス・レーパー・トレンド 2015 年 12 月号
著者 竹内 哲

Client Alert

- 論文 「フィンテック 金融×IT＝生活変える？ 指紋決済や資産管理…
ベンチャー続々」
掲載誌 朝日新聞デジタル
著者 増島 雅和
- 論文 「東京都・都労委（三幸自動車）（都労委救済命令の取消請求）事件
（東京地裁 平 27.1.19 判決）」
掲載誌 WEB 労政時報 2015 年 11 月
著者 塚田 智宏

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ MMH 税理士事務所業務開始のお知らせ

MMH 税理士事務所は、2015 年 11 月より、正式に業務を開始しております。

MMH 税理士事務所には、森・濱田松本法律事務所（弁護士法人森・濱田松本法律事務所を含みます。）に所属する弁護士、税理士及び公認会計士が中心となって参画し、M&A・グループ内再編、事業再生、オーナー系企業の事業承継等に関する税務サービスを、森・濱田松本法律事務所による法務サービスと一体的に提供してまいります。また、これまで法律事務所では提供することが困難であった、税務デュー・ディリジェンス、税務申告業務といった税務サービスを提供することにより、ワン・ストップ・サービスを実現いたします。

今後も陣容の拡充に努め、依頼者の皆さまのために最善を尽くす所存です。

➤ Legal500 にて高い評価を得ました

The Legal500 Asia Pacific 2016 にて、当事務所は下記の分野で上位グループにランキングされました。また、各分野における leading individuals として当事務所の弁護士 15 名が選ばれました。

詳細は Legal500 のウェブサイトに掲載されております。

<分野>

- ・ Antitrust and competition law
- ・ Banking and finance
- ・ Capital markets
- ・ Construction
- ・ Corporate and M&A
- ・ Dispute resolution
- ・ Intellectual property
- ・ Labour and employment

Client Alert

- ・ Projects and energy
- ・ Real estate
- ・ Restructuring and insolvency
- ・ Structured finance/securitisation
- ・ Tax
- ・ TMT

<Leading Individuals に選ばれた弁護士>

- ・ 石黒 徹 (Banking and finance、Capital markets)
- ・ 桑原 聡子 (Banking and finance、Corporate/M&A)
- ・ 佐藤 正謙 (Banking and finance、Real estate、Structured finance/securitisation)
- ・ 中村 聡 (Capital markets)
- ・ 藤原 総一郎 (Restructuring and insolvency)
- ・ 高谷 知佐子 (Labour and employment)
- ・ 石綿 学 (Corporate/M&A)
- ・ 大石 篤史 (Tax)
- ・ 小澤 絵里子 (Real estate)
- ・ 小林 卓泰 (Construction)
- ・ 関戸 麦 (Dispute resolution)
- ・ 飛松 純一 (Dispute resolution、Restructuring and insolvency)
- ・ 武川 丈士 (Projects and energy)
- ・ 鈴木 克昌 (Capital Markets)
- ・ 宇都宮 秀樹 (Antitrust and competition law)

➤ Asia Women in Business Law Awards 2015 にて受賞しました

Euromoney Legal Media Group が主催する、Asia Women in Business Law Awards 2015 において、当事務所は Best firm in Japan を受賞しました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com